

戦略的な通商政策の策定と実施を求める ～「通商立国」日本のグランドデザイン～

2001年6月14日
(社)経済団体連合会

グランドデザインの必要性

国際ビジネスの拡大と各国の通商政策

- ・企業活動のグローバル化の進展(諸外国との分業関係の高度化・戦略的連携の強化)
- ・国際ルール・スタンダードの企業活動への影響力の増大
- ・欧米の積極的なFTA(自由貿易協定)への取り組み、WTOの自由化・ルール作りの活用
わが国通商政策は、国全体の政策議論が不十分。企業活動の指針となる明確な戦略がない。

市場統合及びWTOの今後の展望

- ・今後、各国のFTAのネットワークはさらなる拡大を遂げることが予想される。
- ・WTOは、加盟国のさらなる拡大、新ラウンド等を通じた交渉分野の拡大が予想される。
わが国は、こうした動向を視野に入れた通商政策のグランドデザインを描き、戦略的に対応することが必要。特に、企業の経営努力を活かせる事業環境を通商分野でも整備すべきである。

WTOにおける自由化 およびルールの強化

自由、多角及び無差別を原則とし、紛争処理機能を備えたWTOにおける貿易・投資の自由化、ルールの強化は、わが国通商政策の基本。

当面は、本年11月の第4回WTO閣僚会議(於：カタール・ドーハ)での包括的な新ラウンド交渉の立ち上げが最重要課題。

- ・夏までに加盟国間で交渉アジェンダに関する大枠の合意が必要。
- ・特に、官民が連携して、途上国の説得、欧州との連携、米国への働きかけをしていくことが不可欠。
- ・日本は、ビルトインアジェンダ(サービス貿易・農業貿易)の新ラウンドへの統合、鉱工業品の関税引き下げ、アンチダンピング協定の見直し、投資ルールの構築等が交渉アジェンダとして盛り込まれるよう働きかけるべき。

発展途上国に対しては、WTO協定上の義務の実施を促進するため、資金・技術協力等を通じて、二国間や国際機関のスキームとともに、APECのスキームも活用した知的支援等のキャパシティ・ビルディングが必要。

わが国の通商政策のあるべき姿

通商政策の基本方針

わが国は「通商立国」であるとの認識に立ち、日本経済全体の福利向上を目指して日本企業の国際競争力の強化に資する戦略的な通商政策を展開すべき

- (1)WTOを基軸とし、地域的な通商協定にも積極的に取組む
- (2)経営資源(人、モノ、サービス、資本、情報)の国境を越えた円滑な移動の確保及び国内におけるビジネス関連制度・規制の国際的調和・透明性の確保
- (3)政治のリーダーシップによる、国内の構造改革と通商政策の一体的な推進及び民間人のニーズの反映・経験の活用

二国間・地域協定の推進

WTOを補完・促進し、地域の特性を活かしたより深い統合、柔軟な自由化・ルール作りを行なうため、FTAを中心とする二国間・地域協定を推進。

- (1)東アジア市場統合を目指して：アジア域内の効率的な生産ネットワークを確立し、産業内分業を深化。東アジア全体の競争力強化にも寄与。
当面は、日韓FTAの締結、日・韓・シンガポールを中心とするFTAネットワークの促進、AFTA(ASEAN自由貿易地域)完成の支援。これと並行して中国によるWTOルール遵守のためのキャパシティ・ビルディングの支援。中長期的には、中国の参加による東アジア市場統合の実現。
- (2)日米FTAの実現：最大の貿易・投資相手国である米国とのFTAを検討する。他方、過渡的な措置として、経済緊密化協定(FTAから物品の関税撤廃等を除いた協定)を目指すことも考える。
- (3)その他
中南米：メキシコ、チリ等主要国とのFTAによる足場作りを目指す。
EU他：MRA(相互承認協定)の拡充等による連携の強化を目指す。
APEC：貿易投資の自由化・円滑化を具体的に推進する場として活用。

国内体制の整備

国内改革の推進

- (1)産業構造調整の促進：国際競争力の弱い産業は自助努力による競争力の強化。政府は、こうした経営努力を支援するため産業構造調整を促進する。また、「経済的規制は原則撤廃、社会的規制は最小限」の原則に立った抜本的な規制改革等の推進が必要。
- (2)農政改革の推進：価格支持制度を廃止し、経営意欲のある担い手農家の育成、大規模化を通じた生産性の向上、最適地生産等による競争力の強化を図る。他方、WTO協定と整合的な形で経営安定対策を導入。危機管理体制の整備も不可欠。

国内の通商法制の整備

- (1)外国政府の不公正な貿易措置に対する法整備：WTO等の通商協定違反である外国政府の不公正な措置により特定の企業及び産業が被害を受けた場合、政府に対して対抗措置を取るよう提訴できる法手続きを、EUの貿易障害規則を参考として、確立すべきである。
- (2)外国からの輸出による損害への対応：自由化の進展への対応として、アンチダンピング、セーフガード等の措置を発動する場合には、透明性のある法手続きに基づきWTO協定と整合的な形ですべき。セーフガード発動の際は、国民全体の利益を考慮し、当該産業の構造調整を促す必要。